

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」プロモーション活動事業業務委託に係る企画提案実施要領

この要領は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」プロモーション活動事業業務委託に係る受託者を選定する企画提案の提出に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」は、登録から7年目を迎え、構成資産ごとの来訪者数に差はあるものの、時間経過に伴う関心の低下に加え、新型コロナウイルスの影響により、来訪者数が大きく減少している状況にある。

このような現状を踏まえ、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（8県11市で構成）では、3年後の登録10周年を見据え、当世界遺産の特性はもとより、社会情勢やトレンド等を踏まえた戦略的なプロモーションを展開し、認知度の向上や各エリアへの誘客促進を図るものとする。

2 履行期限

令和5年3月31日（金）

3 委託業務の内容

別添「世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」プロモーション活動事業業務委託仕様書」のとおり

4 事業費

15,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

5 契約先の選定方法

企画提案方式により、内容等の最も優れた業者に決定

6 参加要件

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方公共団体から指名停止の措置を受けている者

ウ 暴力団関係企業等

※ 共同事業体（JV）による参加の場合

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同企業体による参加を可とする。

本企画提案に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 共同企業体の全ての構成事業者が、法人格を有すること。
- ② 共同企業体の全ての構成事業者が上記(3)の条件を全て満たしていること。
- ③ 本企画提案において、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

7 企画提案内容

- (1) 令和7年の世界文化遺産登録10周年を見据えて作成する広報戦略(ロードマップ)の原案の提案
 - ① 考え方, コンセプト等
 - ② 今後の展開方針や具体的手法等を盛り込んだ戦略原案
 - ・今後取り組むべき大まかなロードマップ案
 - ③ 戦略作成の工程案
 - ・原案をもとに, 事務局(構成自治体間での意見調整期間有り)と協議しながら成案を得ることとする。
 - ④ その他戦略作成で特記すべき事項
- (2) 令和4年度に実施するプロモーションの提案
 - ① 戦略原案の内容を踏まえた提案
 - ② ターゲットに対して有効な手段を活用したプロモーションの提案
- (3) 作成する汎用性のある簡易版リーフレットの概要
 - ① コンセプト
 - ② 紙面展開(構成案)
- (4) その他, 今回の業務遂行においてアピールできる点等(仕様書(案)に付加して実施可能な企画の提案を含む。)

8 質問と回答

- (1) 企画提案に係る質問
質問は所定の様式【様式1】に記載の上, 令和4年7月8日(金)午後3時までに, 「12 書類等の提出先」に電子メールにて提出すること。
(電子メールの件名に「企画提案に関する質問書」と記載のこと)
- (2) 質問書に対する回答
質問書に対する回答は, 令和4年7月14日(木)までに, 協議会及び各自治体ホームページに掲載する。

9 企画提案参加表明

- (1) 期 限: 令和4年7月15日(金)午後3時
- (2) 方 法: 所定の様式【様式2】に必要事項を記入の上, 「13 書類等の提出先」に電子メールにて提出すること。
(電子メールの件名に「企画提案参加表明書」と記載のこと)
※なお, 「企画提案参加表明書」提出後に, 辞退する場合は, 所定の様式【様式5】に必要事項を記入の上, 「13 書類等の提出先」に電子メールにて提出すること。

10 企画提案書の提出

- (1) 期 限: 令和4年7月22日(金)午後3時
- (2) 方 法: 下記(3)の企画提案に必要な書類を, 「13 書類等の提出先」に郵送(必着)又は持参すること。

同時に、PDF データを電子メールで提出すること。

(電子メールの件名に「企画提案書送付」と記載のこと)

(3) 企画提案に必要な書類

① 企画提案提出書【様式3】

② 企画提案書（仕様書に基づく具体的実施案）

※ 提出書類の形式用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）、横書き、左綴じとする（着色可）

③ 参考見積書

※ 正式な見積書については、企画提案審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

④ 実施スケジュール、実施体制図（スタッフ体制）

⑤ 「誓約書」【様式4】

(4) 提出部数

5部（ただし、上記(3)③、⑤については1部とする。）

11 その他

(1) 当事業による成果物の権利（著作権、著作権等）は事務局に帰属するものとする

(2) 提出した書類は返還しない。

(3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。

(4) 著作権法等法令に抵触しないこと。

(5) 選定結果については、全参加事業者に書面にて連絡する。

なお、選定結果に異議申し立てはできない。

(6) 決定した事業者と業務打合せ（必要に応じて提案された企画の修正・変更）を行い、委託契約を締結する。

なお、契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。

(7) 企画提案に当たって、協議会が保有する画像（写真）を使用する場合は、「画像使用許可申請書」を提出すること。[写真の使用申請 | 明治日本の産業革命遺産 \(japansmeijiindustrialrevolution.com\)](http://japansmeijiindustrialrevolution.com)

12 実施スケジュール

(1) 企画提案に係る質問書提出期限 令和4年7月8日（金）午後3時まで

(2) 企画提案参加表明書提出期限 令和4年7月15日（金）午後3時まで

(3) 企画提案書提出期限 令和4年7月22日（金）午後3時まで

(4) 審査・選考 令和4年7月下旬～8月上旬予定

構成自治体の意見を聴取した上で、事務局で選考（書面審査とする。）

(5) 審査結果通知 令和4年8月上旬予定

(6) 契約締結予定 審査結果通知後、速やかに実施

13 書類等の提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局（担当：瀬戸山、富田）

（鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室内）

電話：099-286-2363 FAX：099-286-5590

E-mail：sekaibunka2@pref.kagoshima.lg.jp